

館市農業委員会だより

●発行／大館市農業委員会 ●所在地 大館市字三ノ丸13-19
☎0186-43-7129



農地パトロールの出発式に臨む農業委員

新年のごあいさつ



大館市農業委員会

会長 糸屋 由衛門

あけましておめでとうございます。

昨年は農業協同組合法等の一部を改正する法律案が公布されるなど、日本農業の今後を左右する変革の年でありました。

農業委員会法の改正では、新たに「農地利用最適化推進委員」の設置が義務化され、農業委員が選挙から市長が選任する方法となっておりますが、当市では平成二十九年七月から新体制となります。

また、昨年十月にはこれまで懸念されてきたTPP交渉も大筋合意となり、これにより影響を被る農産物等への支援措置が検討されておりますが、農家の皆さんが納得できる内容となるものかどうか予断を許さない状況にあります。

世界に向け大きく門戸を開いた今、受け身一方ではなく大館の強みを生かした攻めの農業が求められているわけであり、農業は消費者に食糧を供給するのみならず、国土の保全、水源の涵養等、多様な機能を有しており、単に生産コストや効率性のみで論じられるものではないと思っております。

農地を守り、安全・安心な農産物の供給や、安定した農業経営を守っていくことが「担い手」の育成に繋がり、また日本の農業を守ることだと確信しております。

このような信念のもと、農地の適切な利活用への監視・指導等をこれまでどおり粛々と全うする所存であります。

農業者の公的代表機関として、大館市の農業の発展に取り組む所信の一端を述べ、新年のご挨拶といたします。

④【農地等の利用の最適化の推進に関する意見提出が責務になります】

農業委員会では、これまでも大館市に対し、その時々々の諸問題に対する建議を任意業務として行ってきましたが、法改正により「農地等の利用の最適化の推進」に関する施策の改善について、具体的な意見の提出をすることが義務付けられました。

⑤【農業委員会活動の「見える化」をさらに進めます】

農業委員会の活動状況は、全国農業会議所のホームページに「活動整理カード」として公表されていますが、法改正により、農地等の利用の最適化の推進など、農業委員会活動をインターネットなどで公表することが、義務づけられました。

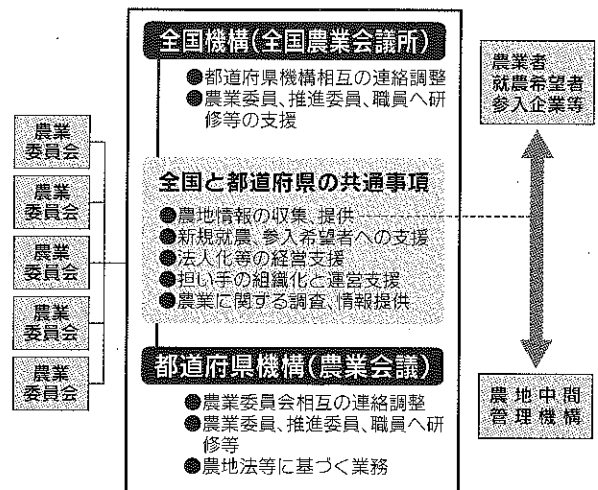
⑥【農業委員会ネットワーク機構の整備】

これまで「農業委員会系統組織」として活動してきた秋田県農業会議、全国農業会議所は、農業委員会の支援組織としての機能を強化するため、新たに「農業委員会ネットワーク機構」として生まれ変わります。

主な業務

- ①農業委員会相互の連絡調整、取組みに関する情報の公開、講習研修等の支援
- ②農地に関する情報の収集、整理、提供
- ③農業経営者、新規就農、新規参入者への支援
- ④農業経営の法人化等の経営支援
- ⑤認定農業者等の担い手の組織化と運営の支援
- ⑥農業一般に関する調査と情報提供

農業委員会ネットワーク機構の組織と活動



⑦【農地制度も改正されます】

○農業法人から農地所有適格法人へ

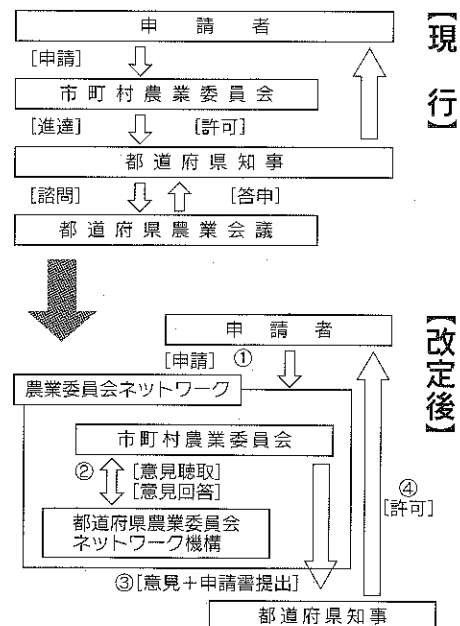
- ①法律上の名称を農地所有適格法人に変更します
- ②構成員に占める農業者以外の割合も議決権の2分の1未満までも認めます
- ③法人の理事等の要件も1人以上が農作業に常時従事すれば足ります

○農地転用制度が変更されます

農地転用の許可に際しては、農業委員会は秋田県知事に意見を送付することが法律で定められます。

この際、農業委員会はあらかじめ「秋田県農業委員会ネットワーク機構」の意見を聞きます。(30アール超の転用については必須であり、30アール以下の場合でも意見聴取を活用できます)

また、農業委員会は、秋田県知事に対して違反転用に対する命令、その他必要な措置を要請できることとなります。



～農業委員会と農地制度の ここが変わります～

①【農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます】

- 農業経営規模の拡大を支援します
- 耕作放棄地の発生防止に努めます
- 新規就農者への支援を行います

これまでは、任意業務であった農地等の利用の最適化業務が、必須業務(使命)に位置づけられます。実現のために、農地中間管理機構への貸付けを促すなどの掘り起こしや、担い手との話し合いなどの活動を行います。

②【新たに「農地利用最適化推進委員」が設置されます】

- 農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱します

担い手への農地集積率が70%に満たない市町村農業委員会では、農地等の利用の最適化に取り組む体制を強化するため、「農地利用最適化推進委員」の設置が義務付けられます。

大館市では、平成29年7月19日以降に新農業委員により委嘱されることとなり、推進委員は農業委員会総会、部会に出席し意見を述べることができます。(議決権はありません)

農地利用最適化推進委員は担当地域において、農地の利用集積・集約化・耕作放棄地の発生防止等の現場活動を行います。

※秋田県内において、農地集積率を70%以上達成している市町村は「由利本荘市」「潟上市」「北秋田市」「三種町」「八郎潟町」「美郷町」「大潟村」の3市3町1村で、これらの市町村は推進委員の設置義務はありません。

③【農業委員の選出方法が変わります】

- 公選制から地域推薦・公募に

選挙から市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります。

また、候補者は地域の農業者や農業団体からの推薦者や公募者となります。

推進委員を委嘱する大館市の農業委員定数は、19名以内となり、現在の定数の半分程度となります。

- 認定農業者を過半に

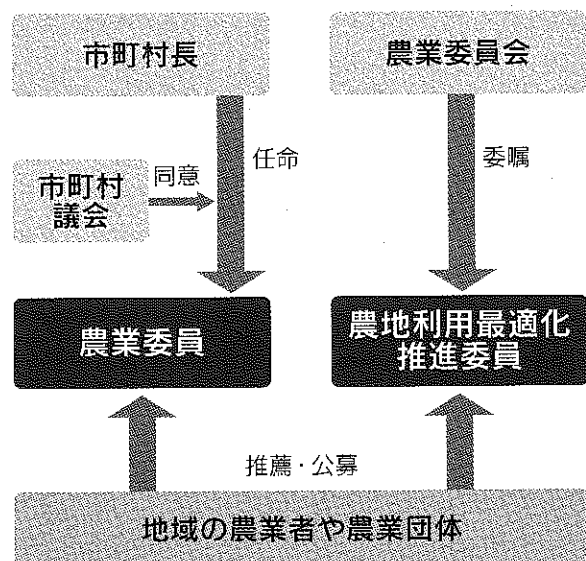
委員の過半は認定農業者であることが求められます。

- 女性や青年の登用にも配慮を

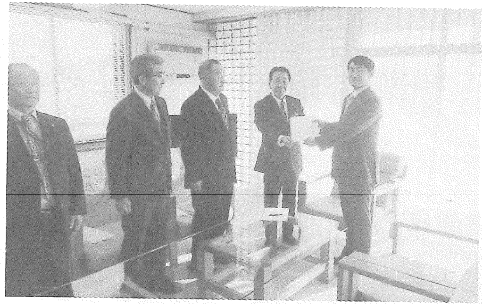
委員の性別、年齢に著しい偏りが生じないように、女性や青年の登用に努めます。

※大館市では、現農業委員の任期が満了する平成29年7月19日までは、現在の体制となります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の選任のイメージ



建議書を提出



昨年11月13日、平成28年度大館市農業の振興などについて、意見や要望事項を集約した建議書を糸屋会長が福原市長に提出しました。

建議書は、農業委員会に関する法律第六条の規定に基づき、例年、新年度予算編成作業が本格化するこの時期に提出していましたが、本年4月の法改正により農政全般について建議できるのは最後となりました。
建議項目は、「食の安全

安心」と「自給率の確保」などの農業政策上の課題について。農地中間管理事業の運用改善や、市単独の米価下落対策の継続などの農業振興施策についてなど四項目について、28年度の予算編成、各種施策に反映されるよう建議しました。

福原市長からは「市農業にとって大変貴重な提言をいただきありがたい。できるだけ農業施策に反映させてまいりたい。」と協力姿勢が示されました。なお、建議書は農業委員会ホームページに公表しています。

水稲作柄調査

今年度の水稲作柄調査は、9月4日、委員三十名が参加し、市内五か所の圃場で行われました。当日は比内総合支所前を出発し、達子、茂内、粕田、岩瀬、板沢の圃場を巡回して育成や病害虫の発生



状況を調査しました。

各圃場では、耕作した委員から田植えの時期や出穂期など、生育状況について説明を受けながら、配付した調査票に病害虫・収量・品質等について各自が記入して回りました。今年は、雨も少なく水不足が心配されましたが、病害や害虫の発生もあまり見られず、生育もよく収穫も期待されるとの感触を持ちました。また、商人留の荒廃農地や遊休化の恐れのある農地についても視察しました。

調査終了後は比内総合支所で調査検討会を開催し、北秋田地域振興局の担当者から作柄概況報告を受けたあと、各自記載した調査票を発表する形式で検討協議が行われました。調査時にカメムシ被害は把握できず病害虫の発生も少なかったことから、収穫品質ともに平年を上回る「やや良」と総合判断されました。

農地パトロールを実施

農業委員会では、農地パトロール（利用状況調査）を行いました。

これは遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策や、農地の違反転用の防止・早期発見等を目的に実施されるものです。

本年度は、10月14日、比内総合支所において農地パトロール推進会議及び出発式を行い、調査期間を11月13日までとして、各地域において集中

的に農地の利用状況等について調査をしました。今後は、この調査結果をふまえ、遊休農地の所有者の方へ「農用地利用意向調査」を行い、今後の意向などを把握することとしております。現状と課題を整理するとともに、遊休農地の発生防止・解消対策、違反転用発生防止対策に取り組んでまいります。

遊休農地や違反転用などの発生を未然に防止し、今後も農地が農地として有効活用されるよう、農家の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか？

農業者年金は、農業者のための公的な積立年金です。二十歳以上六十歳未満の国民年金の第一号被保険者である農業者なら、誰でも加入できます。積立年金だから、将来の受給者や加入者の数に左右されることがなく安心です。老後の備えは、「国民年金」プラス「農業者年金」で、安心して豊かな生活を送りませんか。

◎少子高齢時代に強い年金です

自ら納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立て、この年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。加入者や受給者の数に左右されにくい年金制度です。

◎保険料は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額二万円から六万七千円までの間で千円単位で自由に選択できます。

◎終身で80歳までの保証付きです

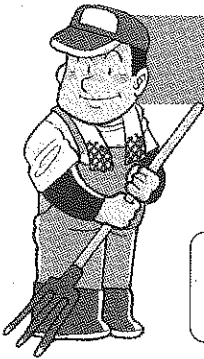
年金は生涯支給されます。仮に八十歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から八十歳までに受け取れるはずであった相当の金額が死亡一時金として遺族に支給されます。

◎公的年金ならではの税制上の優遇があります
◎担い手には政策支援(国庫補助)があります

若い農業者の皆さんへ

政策支援加入(保険料の国庫補助)で
老後の安心を!

保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で、保険料の国庫補助が受けられます。



◆保険料の国庫補助対象者と補助額◆

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

※ 国庫補助額の割合は月額2万円に対する割合です。
※ 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

☆政策支援は、国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- ①39歳までに加入
- ②農業所得が900万円以下
- ③認定農業者で青色申告者等(左表)を満たせば受けられます。

◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算◆

加入年齢	納付期間		通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給総計(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	81万円	744万円	83万円	59万円	24万円
		女性		69万円			50万円	20万円
30歳	30年	男性	720万円	54万円	588万円	55万円	42万円	13万円
		女性		46万円			36万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	42万円	528万円	43万円	36万円	6万円
		女性		36万円			31万円	5万円

(注)この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.75%となった場合の試算です。
予定利率は、毎年度農林水産省告示により定められ平成27年度は0.75%です。
(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

年金を受給するには？

- ①年金は、国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、65歳から受給できます。60歳からの繰上げもできます。
- ②国庫補助分についての年金(特例付加年金)を受給するためには、60歳までに、保険料納付を20年以上(※)行った上で、後継者又は第三者に「経営継承」することが必要です。

※保険料納付済み期間には、農業者年金加入者が一定期間厚生年金に加入していた等のいわゆる「カラ期間」を含みます。

お問い合わせ 独立行政法人農業者年金基金
Tel: 03-3502-3942(企画調整室)

農業者年金へのご加入については、
農業委員会へご相談ください。(電話: 43-7129)

手続きをお忘れなく!

農地を貸したい、借りたい

農地を貸し借りするための手続きには次の方法がありますので、要件等に合わせてお選び願います。

(1) 農地法第3条による貸借

項目	内容
要件	・借り受ける方の耕作面積が50a以上(新規借入分を含む。)であることが必要です。
手続き	手続きには、次の書類等が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の全部事項証明書(法務局で入手してください。) ・貸し人の印鑑証明書、実印 ・借り人の住民票の写し、認印
契約期間	・期間満了前一定期間内に更新拒絶の通知をしない限り、従前と同一条件でさらに契約更新したものとみなされます。
賃借料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・許可日から効力が発生します。

(2) 利用権設定

項目	内容
要件	・借り受ける方は { 概ね年齢が65歳以下 耕作面積が1.8ha以上(新規借入分を含む。) } であることが必要です。
手続き	・両者の印鑑(認印)のみで手続きできます。
契約期間	・契約期間は3年、6年、10年から選んでいただき、期間満了時に農地は返却されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・再契約すれば継続できます。
賃借料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・公告日から効力が発生します。

(3) 農地中間管理機構による貸借

項目	内容
事業概要	・この事業は、農地を貸したいかたから「農地中間管理機構」が農地を借り入れ、公募に応募し公表された借り手農家に、まとまった農地を貸し付けるものです。
手続き	・農地を貸したいかたは、貸し付け希望農地の固定資産税明細書等をお持ちのうえ、農業委員会へご相談ください。随時受け付けています。 <ul style="list-style-type: none"> ・農地を借りたいかたは、公募する「応募者リスト」に掲載されている必要があります。応募方法は、大館市農林課・JAあきた北へご相談ください。
契約について	・農地中間管理機構に10年以上貸し付け、農地中間管理機構から借り手に貸し付けられた場合、機構集積協力金が交付される制度があります。
賃借料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・公告日から効力が発生します。

こんなときは…

農地を転用したい

たとえば…

農地に住宅を建てたい

農地に工場を建設したい

農地を駐車場にしたい

こんな場合には、
転用許可
が必要です。

農地を農地以外の用途に使用することを農地の「転用」といいます。転用するためには、事前に県知事の許可（その面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けることが必要です。

自分が所有している農地を自分で転用する場合

農地法第4条の許可が必要

自分が所有している農地を転用目的で他人に売渡し、あるいは貸付けるなど権利の移転、設定等をする場合

農地法第5条の許可が必要

このように、自分の所有している農地でも許可を受けなければ転用できません。また、一時的な資材置場としての利用など、たとえ短期間の転用でも、事前に許可を受けることが必要です。

許可を受けずに転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。

全国的に、許可を受けずに行われる「無断転用」が後を絶ちません。

貴重な農地を守り後世に引き継ぐためにも、無断転用や農地への不法投棄などを見かけたら、農業委員会までご連絡をお願いします。

農地を売りたい、買いたい

農地の売買には、農地法第3条による許可が必要です。

項目	内容
要件	<ul style="list-style-type: none"> • 買い受ける方の耕作面積が50a以上（新規買入分を含む。）であることが必要です。
手続き	<p>手続きには下記の書類等が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 土地の全部事項証明書（法務局で入手してください。） • 売渡人の印鑑証明書、実印 • 買受人の住民票の写し、認印

※ 農地を農地以外の目的で使用するために、貸借・売買する場合は、左ページの転用許可を受ける必要があります。

大館市農地賃借料情報

平成21年度の農地法の改正により、従来の標準小作料は廃止され、代わりに賃借料の目安となるよう農業委員会が実勢の農地賃借料情報を提供することになりました。

平成27年1月から12月までに締結(公告)された農地の賃貸借における、賃借料水準(10a当たり)は次のとおりとなっていますので、賃借の際の参考としてください。

【田の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	
大館地域	大館	10,237円	16,000円	4,850円	653
	釈迦内	10,462円	15,000円	4,850円	593
	長木	11,109円	16,000円	4,850円	265
	上川沿	10,704円	20,000円	4,850円	391
	下川沿	10,908円	19,400円	3,555円	291
	真中	11,813円	20,000円	5,000円	641
	二井田	11,152円	19,400円	4,850円	612
	十二所	8,165円	15,000円	3,000円	1,067
	花矢	9,032円	15,000円	3,000円	644
比内地域	9,038円	16,000円	4,000円	1,294	
田代地域	8,480円	15,000円	4,000円	897	
(参考)市全域平均	9,719円	—	—	7,348	

【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	8,777円	15,000円	3,000円	141

- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 物納の場合、米1俵(60kg)当たり9,700円で算定しています。
- この数値は、参考として情報提供するものであり、実際の賃借料は、農地の条件等により異なります。
- 田の部の「市全域平均」の額は、各地区の平均値をデータ数に基づき加重平均した数字です。
- 「畑」には、樹園地を含みます。

全国農業新聞

発行：毎週金曜日・自宅直送
B3版8～10ページ
購読料：月700円(送料とも)

農地を相続したときは届出を

相続により農地を取得したときは、
農業委員会に届出をお願いします。

農地の貸し借り、売買や転用の申請に関するご相談、農業新聞の購読の申し込みや農業者年金に関するお問い合わせは、

大館市農業委員会事務局(電話 43-7129)までお寄せください。